

Title	『出雲國風土記参究』, 加藤義成著
Sub Title	
Author	井口, 悦男(Iguchi, Etsuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1958
Jtitle	史学 Vol.30, No.4 (1958. 3) ,p.132(550)- 135(553)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19580300-0132">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19580300-0132</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

な成果をあげて居り、問題の多い社會經濟史の分野に、新生面を開いてゐると言ふ事が出来よう。(宮崎武三)

### 加藤義成著『出雲國風土記參究』

昭和三十二年十月・至文堂刊

古代における地方の状況をしるした風土記の研究は戦前にまして最近約十年間に著しい進展をみせ、またその成果が総合的に纏められ發表される機會も多かつたと云えよう。例えば「校本肥前風土記とその研究」(昭26)、「出雲國風土記の研究」(昭28)、「豊後風土記之研究」(昭31)の三著がその代表例としてあげられよう。これらに載せられた諸氏の論考は從來の研究を一步進めたものとして見逃せないが、この三著の他書に比して中でも注目されるところは、その研究に際し基礎となる本文校訂がそれぞれについて平田俊春氏、田中卓氏、そして佐藤四信氏によつて果され、しかも優れた成果をあげられていることであろう。

ところで風土記研究の中にあつて、特に出雲國風土記については、戦後先ず藪田嘉一郎氏がその偽書説(「出雲風土記剝偽」日本歴史22號・昭25、及東洋古史研究叢書之一・昭26)を投ぜられたが、これが學界をいたく刺戟し、その結果これに反駁する諸論考が次々に發表され、その研究は一段と生彩を加えるに至り、や

がてこの氣運は先にあげた「出雲國風土記の研究」の大きいなる結實をみるまでに及ぶのであるが、かかるところに加えて最近ここに出雲地方にあつて曾て教鞭をとられながら長年この方面の研究を續けられて来た加藤義成氏が、五百余頁に及ぶ出雲國風土記の詳細なる註釋書と云うべき大部な本書を發表されたことは、本風土記研究に際し從來欠けていた入門書を得た點で注目されるばかりか、種々の研究成果を盛込まれた一書を、更に風土記研究の分野に投ぜられたことであり、正に慶賀すべきことと云えよう。

この他最近までに發表されているものとして野口保市郎氏や鶴殿正元氏などによる常陸國風土記の研究もみられているが、この加藤氏の本書をも含め、これら最近の研究の傾向としては、それが中央の研究者によるところも少なくないが、風土記の性格の然らしめるところか、それぞれの地方にある學究、或はその地方出身の方々の地道な探究の成果がその大きな部分を占め、功獻していることが特徴と云えよう。そして今後としては、播磨、常陸について優れた本文校訂のなされること及びその優れた校訂の風土記による一層の研究が待望されることであろう。

さて本書は今述べたように著者二十年に亘る苦心の勞作を纏めたものであるが、「參究」と題される如く、その文章の解明に當つては單なる語釋、或は通釋に止まることなく、語源的、音韻的、そして文法的に究明されようとし、更に廣く國文學、史學、民俗

學、地理學等の知識を傾けられ、その上本文校訂にも及ばれており、各方面の研究者に資するところ少からぬものがあると云えよう。

その構成をみるに、緒篇、本篇、原文篇、索引、圖版(寫眞25・地圖2)の如くなつてゐる。先ず緒篇においては、(一)出雲國風土記の概観、(二)出雲國風土記の誕生、(三)出雲國風土記の繼承とその研究、(四)出雲國風土記の價值、に分れて本風土記の概説を四〇頁に亘つて試みられている。その(一)(二)については「出雲國風土記の研究」における田中卓氏の研究成果が謙虚に組入れられてゐると云えよう。

次に本篇においては、風土記の「本文」を假名まじりの書き下し文で一節毎にあげ、これに先ず「通釋」を付し、更に「參究」として詳細な氏の考察が述べられる順序で構成され、最後に附録として「出雲國風土記神名譜」が載せられている。その本文は田中氏の校訂の場合と同じく桑原羊次郎氏所藏の「出雲風土記鈔」の本文を底本とされ、田中氏の校訂に補正を更に加えられている。本書の中心をなす「參究」の箇所は、先に本書の特徴として述べたように廣く各方面からの考察が示されているが、しかし全體を通じてみるとやはり國語學や國文學方面からの考察が多數を占め、その説明が詳細に亘つてゐるようである。考證の點については、例えば意宇郡の教吳寺の位置につき舍人郷に強く比定され

る外、多くみられる里數の異同につき現地の實情を検證することから正されるなど、地方におられる強味を發揮されている點も多いが、考證全般にそれを押し及ぼされるまでには至つておらず、前者に比してそれは二次的位置に置かれてゐるようである。なお本文の訓み方について今氣付いた點を一つあげておくとすれば、意宇郡大草郷の大草を従來「おほくさ」と訓んで來てゐるのに對し、氏はその條における地名説話に「青幡佐久佐日古命坐、故云大草。」とあることより、佐久佐大草と關連するのであり、従つて大草は當然「さくさ」と訓まるべきであると主張されているが、その神の名稱と地名の間に密接な關連のあることが當然認められるにせよ、大草を「さくさ」と訓む例、或は「大」を「さ」と訓む例を他に認め得ないとすれば、急にそれだけの論據を以て「さくさ」と訓むのは困難なのではあるまいか。むしろ「おほ」も「さ」も美稱として共通すると考えられるから、「くさ」の共通に注目すべきではあるまいか。

次に原文篇における原文の校訂については、出来るだけ原本の記載を尊重される考慮の下に進められ、田中氏の校訂を更に底本の場合に従つて直された箇所その他改められた箇所も二、三に止まらず、然るべきと思われる點も少くないが、しかしその中に僅かであるが筆者にとつて疑點となる箇所も二、三みられるのでここにあげておくとしよう。(以下傍點筆者)

(1) 意字郡安來郷の條の「爾時擧鋒而刃中大一和爾殺捕。」(四七七頁上)の中大は、原本に従われ、從來中央とあつたのを改められたが、本篇では中央のまま訓んでおり、その參究にも何ら説明がされてない。不一致と云われよう。かかる例は他に二、三拾うことが出来る。ついでながら述べれば、本文卷頭の國の總記における東西の里數と、卷末における驛の記事にみえる東西の里數に不一致がみられ、従つて本篇卷末の「參究」にあつて大いに里數の問題を論ぜられているにも拘らず、卷頭の參究では一向にその點に觸れられていない。一言觸れるべきではなかつたか。

(2) 島根郡毛志山の條の「郡家正北一里(四八一頁下)の正を同地の實情と、他の記載例から補われているが、諸本缺けているのであり、やはりもう少し慎重の態度を以て「正」とされたらどうであろうか。

(3) 大原郡屋代小川について、「郡家正北除田野、西流入斐伊大河。」とみえるが、この條文については朝山浩氏、その他意見の分れるところであり、また諸本「東正」と記されているのであり、比定した川の現實の方位の矛盾から、にわかには東を北とし、正を誤記として削除するのは一應疑問なきを得ない。

(4) 道度、東南道の記載に關し從來矛盾多く問題とされてきたが、これを田中氏が私案として括弧付きで示されたのを更に一歩進められ、他の記載例より補正し、「東南道、自郡家去廿三里一

百八十三步、至郡東南堺比比理村。又東南一十六里二百卅六步、至仁多郡家、分爲二道。一正東道。一正南道。正東道卅五里一百五十步、至伯耆國堺阿志毗緣山、正南道卅八里一百廿一步。至備後國堺遊託山。」とされたが、本篇にその推定の形を示され、參究にこれを論ぜられるのはよいとしても、原文をこれと斷定し、改めてしまわれたことには多少問題が残ろう。

(5) 同、正西道の記載についても同様であろう。すなわち、「正西道、自玉作街西九里、至來待橋。長八丈、廣一丈三尺。又西一十四里卅步、至郡西堺佐雜村。又西一十三里六十四步、至出雲郡家。云々。」とされ、この條に示された里數が、正しいと思われる意字、出雲兩郡通道の條の里數に合致せぬ爲、後者の記事をここに導入し、傍點の如くとし、前の東南道の場合以上に補正している。その結果矛盾の除かれたことはよいとしても、校訂としては、東南道の場合以上に、推定の域に入り過ぎているのではあるまいか。いずれも後考をまつ次第である。

以上本書の簡單なる紹介並びに一讀して二、三氣付いた點につき觸れたが、筆者の淺學による曲解のあるかも知れぬ點は御寛容を乞うものである。ただ最後に本書が、今後の出雲國風土記研究の基礎となるべき書物であり、「出雲國風土記の研究」と共に座右に必備なることを述べ、よろしく直接本書に目を通されんこと

を希望するものである。(A5判・五一六頁・非賣品・頒布所、島根縣廳祕書課内出雲國風土記研究会)

五八・一・二 — 井口悦男 —

## 日本思想史上の諸問題 (村岡典嗣著) 創文社刊)

— 日本思想史研究 II —

村岡典嗣氏の遺された講義ノートは既にその第一卷『神道史』(昭和31)が刊行されたが、引續いてこの度(昭和32・11)第二卷の發刊をみた。『本居宣長』(昭和2)、『日本思想史研究』(昭和5)、『續日本思想史研究』(同14)などいづれも日本思想史學の開拓者としての氏の方法、態度を知る上から頗る重要であり、又その内容は既に定評があつたが、今回の著作内容をみると、それが東北大・東大などでの講義ノート(昭和14・18)であるだけに、基礎的解説の部分が懇切丁寧であり、また研究の謂はゞ準備的操作がそのまゝの姿で表はされてゐることが多く、その意味だけからみても頗る有益である。

内容は三篇が各々獨立してをり、「憲法十七條の研究」「萬葉精神のモラリズム」「末法思想の展開と愚管抄の史觀」となつてゐる。いま「憲法十七條の研究」(昭和18)をみると、第一節では古寫本に於ける本文の異同及び註釋・考證・評論に關する文献(昭

和13迄)が擧げられ、第二節ではこれまでにみられる憲法研究の態度、方法の種々相が述べられてゐるが、先づ從來「沒批判的信仰的態度」のあつたことに觸れた後、思想史の對象としてこれを扱ふ最初の問題は、考證上就中「最も根本的のものは Echtheit のそれである」として、津田左右吉博士に至るまでの批判的見解について解説し、次いで憲法の法的性格などに關する從來の諸説を紹介し、この節のまとめでは津田博士などによる偽作説に對して、「その謂れなき事」を論じてゐるが、その説き方は慎重である。第三節に於ては逐條的に出典・語義を先人の研究に基いて解説し、又總意、評論をつけて剩すところがない。次で第四節に於ては、憲法の日本思想史上の意義を論じ、先づ本文については、「骨子はほゞ現在の如きものが原作として存し、それに當時の又後世の加筆潤飾があり、その結果が書紀記載の本文と見るのが穩當であらう」とし、また十七條の間には單なる斷片的文句の羅列とはいへず、各條の間に一つの思想的連絡が存するといひ、また内容の實質面については「儒教や佛教によつてかゝる普遍的教學思想を説き來つたことその事に於て、わが思想史上大なる獨創性が存する」とし、またその中心思想は、「佛教を中心として儒教を用ゐたもの」とし、それが神道的ならぬところに特色があるとなしてゐる。そして最後に三經義疏との比較については、輕率な態度を戒めてゐるが、たゞ氏が太子の思想を儒・佛といふ固定概念から